# 錦町農業集落排水事業経営戦略

体 寸 名 錦町 事 名 農業集落排水 業 : 策 定 日 平成 30 年 3 月 期 計 画 間 平成 30 年度 平成 39 年度

#### <u>1. 事業概要</u>

- (1) 事業の現況
- ① 施 設

供用開始年度(供用開始後年数)	平成20年度(10年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適						
処理区域内人口密度	4.7 ∕ ha	流域下水道等への接続の有無	無し						
処 理 区 数	1区	<u>'</u>							
処 理 場 数	1箇所(川処理区農業集落排水処理旅	箇所(川処理区農業集落排水処理施設)							
広域化・共同化については、隣接の相良村と【川地区農業集落排水事業の実施に関する覚書】(平成14 広域化・共同化・最適化 実施状況*1									

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

# ② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	農業集落排水の使用料体系は、下水道使用料体系と同じく使用人数に応じた料金体系になっています。 【基本料金1,200円+人数加算(1人につき900円を加算)+消費税】										
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系に準じています。										
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系に準じています										
条例上の使用料*2	平成26年度 4,210 円	実質的な使用料*3	平成26年度	3,792	円						
(20㎡あたり)	平成27年度 4,210 円	(20 m あたり)	平成27年度	4,046	円						
※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成28年度 4,210 円	※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成28年度	4,622	円						

- \*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
- \*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

#### ③ 組 織

職	員	数	地域整備課の職員数は、平成29年度現在8人で、業務は道路事業、住宅事業、水道事業、下水道事業(特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業)を兼務しています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に2人、下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道)に1人としています。
事業	運営	組織	平成19年の機構改革の際、現在の地域整備課に課の統合を行い、水道事業、下水道事業を運営しています。

#### (2) 民間活力の活用等

	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	事業主体である相良村において保守点検清掃業務、自家用電気工作物保管管理業務、情報配信サービス業務を民間委託しています。
民間活用の状況	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については予定はありません。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIについては予定はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用についての取組みはありません。
貝座心用の仏派	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地等はないため取組みはありません。

- \*4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
- \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年度に分析・公表しました平成28年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 経営比較分析表を活用することにより、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状 及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

# 2. 経営の基本方針

〇週切で計画的な事業執行・・・これまでの建設投資に伴う公債資(元利債退金が)人きな負担により、厳しい経営を強いられています。限られた財源のなかで、適正な事業計画と財政計画をもとに経営を行っていきます。また、将来的には公営企業会計適用も検討し、独立採算性を高める経営を目指します。 ○水洗化の促進と収入の確保・・・水洗化の促進を図り料金収入の確保に努め、一般会計からの基準外繰入金を最小限に抑えます。 ○施設の老朽化対策・・・本町の施設整備は平成15年度から取り組み、平成19年度に完了しています。事業主体である相良村の経営戦略において、今後の施設の老朽化対策は、施設の点検・調査計画を策定し、計画的・効率的に修繕等を実施することになっています。 ○業務継続・・・これまで、相良村と取り交わした覚書にある事業負担割合について見直しを行ってまいりましたが、収益的支出の大部分を負担金が占めていることから、今後も負担割合が減少になるよう協議していきます。
3. 投資·財政計画 (収支計画)
(1) 投資・財政計画(収支計画): 別 紙 の と お り ※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
① 収支計画のうち投資についての説明
<ul><li>○平成19年度で施設整備が完了していることから、管渠等の整備に係る費用はありません。</li><li>○相良村において施設の維持管理・更新等を実施されており、覚書にある負担割合に応じて負担金を支出しています。</li></ul>
② 収支計画のうち財源についての説明
○財源の目標に関する事項・・・財源については、使用料収入と企業債(資本費平準化債)の発行を計画しています。 ○使用料収入の見通し・・・使用料収入についてはほぼ横ばいで、今後は、人口減少により料金収入の大幅な増収は困難な状況にありますが、水洗化の促進を図ることとします。
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明
○負担金に関する事項・・・平成25年度から平成28年度の決算と平成29年度決算見込の5ヵ年のうち、一番高い年度と一番低い年度を除した3ヵ年の平均で算定しています。収益的支出の大部分を負担金が占めていることから、今後も負担割合が減少になるよう相良村と協議していきます。

### (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
  - \* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在、検討はしていませんが、農業集落排水整備区域外については、今後も費用対効 果の点から新たな区域拡張は行わず、合併処理浄化槽の設置推進により水洗化を進 めていきます。
投資の平準化に関する事項	本町の施設整備は平成19年度で完了しています。施設の更新等投資に関する事項については、事業主体である相良村で計画しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、民間活力の活用に関する事項は検討していません。
その他の取組	取り組みの予定はありません。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、人頭制で使用料を算定していますが、今後、水量制へ移行する計画ですので、その際に料金改定を検討していきます。
資産活用による収入増加 の取組について	活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込んでいません。
その他の取組	取り組みの予定はありません。

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用については、予定はありません。
職員給与費に関する事項	職員給与費の予算措置については、下水道事業特別会計のうち特定環境保全公共下水道において1人分を計上しており、農業集落排水事業では計上していません。
動力費に関する事項	動力費については、相良村に支出している負担金の中に計上されています。
薬品費に関する事項	薬品費については、相良村に支出している負担金の中に計上されています。
修繕費に関する事項	修繕費については、相良村に支出している負担金の中に計上されています。
委託費に関する事項	委託費については、相良村に支出している負担金の中に計上されています。
その他の取組	今後、健全経営に向けて水洗化率の向上を図る観点から、本経営戦略を議会・住民に 町ホームページ等への掲載を通じて周知していく予定です。

### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイ
性 呂 秋 �� ひ 尹 及 佚 証 、	クル(Plan:計画、Do:実施・実行、Check:点検・評価、Act:処置・改善)をまわして、本経営戦略の
更新等に関する事項	事後検証、更新を行っていきます。

# 投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

	_			年	度	平成28年度	平成29度									\	<u> </u>
		区	分	·		(決算)	決算見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
		1 総	収		益 (A)	3,332	3,060	2,868	2,796	2,723	2,648	2,571	2,493	2,485	2,405	2,324	2,241
		(1)	営業	収	益 (B)	726	778	784	791	799	799	799	799	799	799	793	793
	収		ア料金	収	入	726	778	784	791	799	799	799	799	799	799	793	793
	益的		イ 受 託 エ	事 収	益 (C)												
	収		ウ そ	の	他												
収		(2)	営 業 外		益		2,282	2,084	2,005	1,924	1,849	1,772	1,694	1,686	1,606	1,531	1,448
عدا			ア 他 会 計		入 金		2,282	2,084	2,005	1,924	1,849	1,772	1,694	1,686	1,606	1,531	1,448
益			イそ	の	他												
的		2 総			用 (D)	3,332	3,060	2,868			2,648	2,571	2,493	2,485		·	2,241
"		(1)	営業	費	用		1,618	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496
収			ア職員	給与													
1_	益		うち	退職	手 当												
支			<u> イ そ                                  </u>	の	他		1,618	1,496	·	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496		1,496	1,496
	支出	(2)	営業外		用		1,442	1,372	1,300	1,227	1,152	1,075		989			745
	╽╨╽		ア支払	利	息		1,442	1,372	1,300	1,227	1,152	1,075	997	989	909	828	745
			<u> うちー</u>														
			<u>イ そ</u>	<u>の</u>	他												
-			収支差引	(A)-(D)	(E)	0.047	0.707	0.004	4.000	4.000	1 00 1	4.500	4.505	4.500	4.740	4.000	5.000
			<u>資 本 的</u>	<u>収</u> -	入 (F)	3,647	3,787	3,934		4,232	4,384	4,538	4,507	4,588		·	5,066
			地方		し 債		1,500	1,500		1,500	1,500	1,500	·	1,500			1,500
	資		うち資本費		化債		1,500	1,500			1,500	1,500		1,500			1,500
	本		<u>他 会 計</u> 他 会 計				2,157	2,434	2,582	2,732	2,884	3,038	3,007	3,088	3,248	3,406	3,566
資	的収		他 <u>会計</u> 固定資産		<u></u> 金 代 金												
١.	<b>7</b>		<u>四                                    </u>	県 )補	助金										<u> </u>		
本			<u>国 (                                   </u>		<u>助业</u> 金		130										
的			<u>エー・サーク</u> その		<u>业</u> 他		100										
" '	<b>—</b>	2	<u>。                                    </u>	 支	出 (G)		3,787	3,934	4,082	4,232	4,384	4,538	4,507	4,588	4,748	4,906	5,066
収	1 1		<del>文                                    </del>		<u>田 (G/</u> 費	1	0,707	0,004	1,002	1,202	1,004	1,000	1,007	1,000	1,7 10	1,000	5,550
	資 本	,		<u>、                                    </u>	<u></u>												
支	的	(2)		<del>復</del> 還	金 (H)	3,647	3,787	3,934	4,082	4,232	4,384	4,538	4,507	4,588	4,748	4,906	5,066
	支		他会計長期借			2,277	2,. 31	-,	.,	.,_32	.,,,,,,	.,	.,	.,	.,. 10	.,	2,230
	出		他会計へ	の繰	出 金												
			その		<u></u> 他												
			収支差引	(F)-(G)	(I)												
			K A Z 31	(1) (0)	(*/												

# 投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

	(単位:十円, %)											
年 度	平成28年度	平成29度 (決 算)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
区分	(決算)	決 算見 込										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (、	1)											
積 立 金 ()	()											
前年度からの繰越金 (1	_)											
前年度繰上充用金 (M	1)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N	1)											
翌年度へ繰り越すべき財源(	))											
実 質 収 支黒 字(F												
(N)-(O) 赤 字 (C	2)											
赤字比率( (Q) ×100)												
収益的収支比率( (A) ×100 )	47.7	44.7	42.2	40.7	39.2	37.7	36.2	35.6	35.1	33.6	32.1	30.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (F	3)											
営業収益一受託工事収益(B)-(C)(S	726	778	784	791	799	799	799	799	799	799	793	793
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S)×10 資 金 不 足 の 比 率	0)											
│ 健全化法施行令第16条により算定した (***) │ 資 金 の 不 足 額	Г)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	J)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	′)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×10												
他会計借入金残高 (V												
地 方 債 残 高 ()	74,159	70,372	66,438	62,356	58,124	53,740	49,203	44,696	40,108	35,360		25,388
○他会計繰入金	T = 15 · ·	I — b	T	1	T		1	1	1	ı		(単位:千円)
年 度	平成28年度	平成29度	<del></del>					<del></del>			<del></del>	<del></del>
区分	(決算)	(決算) 見込	平成30年度	半成31年度	平成32年度	平成33年度 			半成36年度	平成37年度	平成38年度 	平成39年度
収益的収支分	2,606	2,282	2,084	2,005	1,924	1,849	1,772	1,694	1,686	1,606	1,531	1,448
うち基準内繰入:		2,282	2,084	2,005	1,924	1,849	1,772	1,694	1,686	1,606	1,531	1,448
うち基準外繰入:	金 											
資 本 的 収 支 分	2,221	2,157	2,434	2,582	2,732	2,884	3,038	3,007	3,088	3,248	3,406	3,566
うち基準内繰入:												
うち基準外繰入:		2,157	2,434									3,566
合 計	4,827	4,439	4,518	4,587	4,656	4,733	4,810	4,701	4,774	4,854	4,937	5,014